

神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定案への反映内容

神戸市危機管理局・健康局



改定素案からの修正について

【第1部第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定】

主な内容	改定案への反映
【第2回有識者会議委員意見】 ○「次なる感染症危機は将来到来するものである」とあるが必ず到来するので、表現を再検討すべきである。	【追記】P.5 ○そして、感染症危機は新型コロナで終わりではなく、次なる感染症危機は将来 <u>必ず</u> 到来するものである。

【第2部第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略】

主な内容	改定案への反映
【庁内意見】 ○市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小とするための対策として、欠勤者等の数を減らすことは施策として現実的なのか。	【修正】P.6 ○2. 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。 以下のとおり、（3）と（2）を統合して記載。 （2） <u>市内各地域や近隣地域と連携した感染対策等により、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。</u> —（3）市内各地域や近隣地域と連携した感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。—

【第2部第5章 対策推進のための役割分担】

主な内容	改定案への反映
【第2回有識者会議委員意見】 ○「危機管理局兼務・併任職員会議は常設で設置」となっているが、感染症関係職員もこの会議に加わるべきである。 【第2回有識者会議委員意見】 ○「市等対策本部」において、本部長代行が危機管理監および健康局長とされており、両局が同じ立場であるならば、責任の所在が不明確になり、役割分担も困難になるのではないか。 【有識者委員追加意見】 ○会議立ち上げの順番	【修正なし】 P.18 ○保健所長を含む健康局職員が兼務併任となっている。 【修正】 P.19 ○以下文言を追記 <u>市長不在時は神戸市長職務代理順序規則の定める順位により副市長が代行する。</u> <u>市長、副市長ともに不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位、健康局長を第2順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順により、本部員が代行する。</u> 【修正】 P.17 ○計画改定案図2の通り修正

改定素案からの修正について

【第3部第2章 情報収集・分析】

主な内容	改定案への反映
【有識者委員追加意見】 ○対応期については、国等からの解析情報を待つだけでなく、市でも率先して解析を進め、市内における感染対策に生かすべきではないか。	【追記】P.33 ○対応期（2）対応 3-1.情報収集・分析に基づくリスク評価 市は、・・・<u>市内での発生状況、積極的疫学調査で得られた症状経過、行動歴、基礎疾患等の患者に関する情報を収集し、重症化因子等のリスク評価を行う。</u> 市は院内感染または施設内発生時に、必要時、<u>積極的疫学調査を実施し、感染経路の特定、課題の抽出、改善策の検討を行い、クラスター対策の強化を図る。</u> 市は感染拡大事例においては、保健所にて院内・施設内の積極的疫学調査情報と、健康科学研究所が行っているゲノム情報をすり合わせ、<u>感染源や感染経路対策について評価する。</u> <u>入院・入所・自宅療養の状況、医療機関の入院可能な病床数、ゲノム解析の結果、公衆衛生・医療等への影響について情報収集・分析し、包括的なリスク評価を行う。</u> <u>また、リスク評価に当たっては、・・・</u> 【追記】P.34 ○対応期（2）対応 3-4.情報収集・分析から得られた情報の公表 市は、<u>神戸市新型インフルエンザ等対策病院連絡会や感染症神戸モデルを活用し、3-1にて実施したリスク評価や、院内・施設内感染の対応で得られた知見を共有し、新たな院内・施設内感染を防ぐ取り組みにつなげる。</u>

【第3部第3章 サーベイランス】

主な内容	改定案への反映
【庁内意見】 ○市に家畜保健衛生所に相当する部局はなく、家畜伝染病予防法に基づく届出の受付も行わないため、市の計画において主体であるかのような記載はそぐわない。	【修正】P.35 ○準備期（2）対応 1-2.平時に行う感染症サーベイランス ③ 市は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、<u>国及び県等の関係機関</u>と連携し、家きんや豚及び・・・、<u>新型インフルエンザ等の発生を監視する。</u> また、<u>市は、感染症法に基づく獣医師からの届出、県家畜保健衛生所との情報共有又は野鳥等に対する調査等に基づき、市内における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。</u>

【第3部第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション】

主な内容	改定案への反映
【第2回有識者会議委員意見】 ○市からのHP等による直接的な情報提供以外にも、報道機関を介した情報提供も重要である。準備期の段階で行政と報道機関が十分にコミュニケーションを取り、共通認識を形成しておくことで、よりスムーズな情報提供が可能になると考える。	【追記】P.40 ○準備期（1）目的 感染症危機において、対策が効果的に行われるためには、国、県、市、医療機関、<u>報道機関</u>、事業者、市民等が感染症のリスク情報とその見方の共有等を進めることで、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

【第3部第5章 水際対策】

主な内容	改定案への反映
【第2回有識者会議委員意見】 ○コロナ禍では、神戸港に入港したクルーズ船からは感染者がいなかったが、感染者が発生する可能性があるため、十分に検討する必要がある。 【第2回有識者会議委員意見】 ○ダイヤモンド・プリンセス号の当時の対応について、厚生労働省が主導して対応していた。 神戸で同様の事例が発生した場合も、厚生労働省が主導することになる。検疫所は国の機関であり、パンデミック発生時には厚生労働省の情報をもとに健康危機管理連絡会で情報共有を行うことになる。	【追記】P.47 ○準備期（2）対応 <u>1-3.海外からの多数の観光客等への対応への備え</u> <u>市は、国の水際対策の応じ、クルーズ船や旅客機等の海外からの多数の観光客等への対応が迅速に行うことができるよう、平時から関係者との連携体制を構築する。</u> 【追記】P.49 ○初動期（2）対応 <u>2-3.海外からの多数の観光客等への対応</u> <u>市は、寄港中のクルーズ船や旅客機等で感染者が発生した場合には、ウイルスの封じ込めを念頭に、国及び県と連携し、人道的かつ適切な対策を講じる。</u>

【第3部第6章 まん延防止】

主な内容	改定案への反映
【第2回有識者会議委員意見】 ○関西空港の検疫所などからも感染情報が入るため、神戸検疫所の箇所は「検疫所」と修正したほうが良い。 【庁内意見】 ○準備期に「感染症神戸モデルアプリを活用し、有症状者の健康観察依頼や、新型インフルエンザ等発生地域への渡航時の注意事項や感染予防策を周知する」と記載したが、初動期での対応となる。 【庁内意見】 ○保育施設の特別保育についても記載すべき。	【修正】P.53 ○初動期（2）対応 2-1.市内でのまん延防止対策の準備 ① 市は、・・・確認を進める。また、<u>検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国及び県と連携し、これを有効に活用する。</u> 【追記】P.53 ○準備期から削除し初動期に追記 初動期（2）対応 2-1.市内でのまん延防止対策の準備 ④ <u>社会福祉施設等に対して、感染症神戸モデルアプリを活用し、有症状者の報告の依頼を強化するとともに、新型インフルエンザ等発生地域への渡航時の注意事項や感染予防策を周知する。</u> 【追記】P.55 ○対応期（2）対応 3-1-3-3.その他事業者に対する要請 ①また、・・・出勤が必要な者以外のテレワーク、<u>子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合や、保育施設が特別保育（受入縮小）を実施せざるを得なくなった場合</u>の保護者である従業員への配慮等を協力要請する。

【第3部第7章 ワクチン】

主な内容	改定案への反映
【庁内意見】 ○接種体制確保を実現するため、先のコロナのワクチン対策室のように人員補強を初動期の段階で明記が必要。	【追記】 P.61 ○初動期（2）対応 2-1-1. 接種体制の構築 <u>なお、接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。</u>

【第3部第11章 保健】

主な内容	改定案への反映
【庁内意見】 ○初動期（2）2-1.有事体制への移行準備について、②と④の内容が重複している。	【削除】 P.88 ○初動期（2）対応 2-1.有事体制への移行準備 以下の旧②を削除 ②-市は、健康危機対処マニュアルに基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

【第3部第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保】

主な内容	改定案への反映
【庁内意見】 ○保育施設の特別保育についても記載すべき。 【庁内意見】 ○感染症の存在を前提にした感染拡大防止と社会経済活動の両立について記載すべき。	【追記】 P.99 ○準備期（2）対応 1-3-1.柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨 なお、・・・学校等が臨時休業等をした場合や、<u>保育施設が特別保育（受入縮小）を実施せざるを得なくなった場合は、・・・留意する。</u> 【追記】 P.104 ○対応期（2）対応 3-3-2.市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援 市は、本章の各支援策のほか、・・・まん延の防止に関する措置により生じた・・・影響に対し、<u>新型インフルエンザ等感染拡大防止と社会経済活動を両立させるため、必要に応じた支援を行う。</u>なお、・・・留意する。